

# 埼玉県雨水条例 及び 特定都市河川法の許可・届出の必要性の判別フロー

令和7年12月22日 埼玉県河川砂防課

## はじめに

●開発行為や都市公園の設置などの事業における埼玉県雨水条例（以下「条例」）の許可・届出、及び、特定都市河川法（以下「法令」）の許可の必要性については、事業の内容により以下の4つのパターンに分けられます。許可や届出の必要性を判別いただく際の参考として、ただくためのフロー図を作成したのでご活用ください。

・パターン1 条例の許可または届出が必要（※1）、法令の許可が必要

・パターン2 ノ 必要（※1）、ノ 不要

・パターン3 ノ 不要、ノ 必要

・パターン4 ノ 不要、ノ 不要

※1 条例には「雨水流出増加行為の許可」「盛土の届出」の2種類があり、いずれか、または、両方が必要な場合を「必要」と表記しています

●許可・届出の必要性の確認は、以下のフロー図で①②の順に行ってください。

（フロー①で条例の許可・届出の必要性を判別し、フロー②で法令の許可の必要性を判別します）

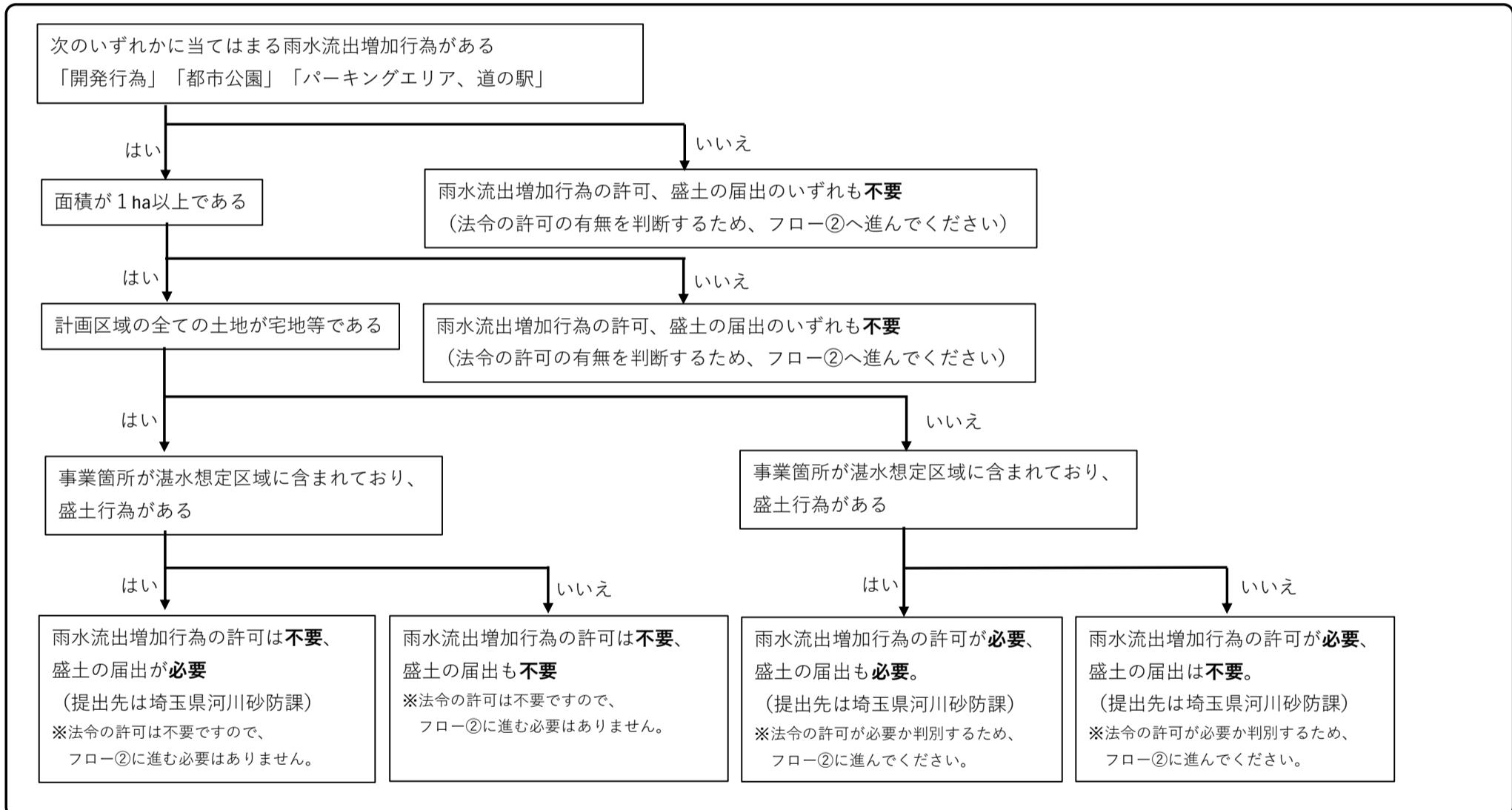
フロー中に出てくる「雨水流出増加行為」「湛水想定区域」などの用語については、各制度のHPをご覧ください

条例の詳細 URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/usuiryuusyuu.html>

法令の詳細 URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosikasen.html>

●なお、本紙で示したフローは概要を示したものであるため、最終的な確認は河川砂防課に問い合わせてください

## フロー① 条例の許可・届出の必要性を判別



## フロー② 法令の許可の必要性を判別

